

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和8年2月26日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午前11時56分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 径 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課参事 中本 恵 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 門木 淳子 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

- ◆**勝田鮮二委員長** おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、まず、健康こども部の先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、続いて先議以外の議案の説明、報告、その他の報告、令和8年度の当初予算の説明という流れとしております。令和8年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは健康こども部の議案審査に入ります前に、竹内健康こども部長に挨拶いただきたいと思ひます。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 おはようございます。健康こども部長竹内です。本日、福祉保健委員会で御審議いただく健康こども部に係る議案は6件、報告が1件、その他の報告が2件でございます。まず、先議分として令和7年度補正予算が2件、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）、議案第34号令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）、ともに事業の決算見込み等に基づき補正予算を計上しております。健康こども部に係る一般会計分は総額で6,856万3,000円の減額補正を提案しております。

続きまして先議分以外として附議案が4件、報告が1件でございます。議案第38号鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第44号鳥取市保健センター条例の一部改正について、議案第45号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第46号鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上、附議案が4件、報告案件で報告第1号鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について、全員協議会で御報告させていただきましたけども、改めて御報告させていただきます。このほかその他の報告が2件で、1件目として動物愛護センターの設置検討について、2件目として令和8年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）に係る市民政策コメントの実施について報告をさせていただきます。

続いて福祉保健委員会に引き続き開催されます予算審査特別委員会福祉保健分科会の健康こども部に係る議案は2件でございます。令和8年度当初予算については議案第6号令和8年度鳥取市一般会計予算、議案第18号令和8年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算、健康こども部に係る一般会計予算は207億7,477万8,000円を計上しております。一般会計予算総額1,087億円のうち、19.1%を占めております。

一般会計の主な内容としましては私立保育園運営費として67億3,570万1,000円、児童手当費として36億3,220万8,000円、A類疾病予防接種費として4億3,233万7,000円となっております。また、特別会計として母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計は1,551万1,000円となっております。詳細につきましては各担当の課長、所長が説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。

議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属す

る部分についての説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算の所管に属する部分について御説明させていただきます。令和7年度2月補正予算所属別事業一覧にて御説明させていただきます。こども未来課分です。所属別事業一覧25ページを御覧ください。25ページの事業番号240番、小児慢性特定疾病対策事業費です。この事業は慢性疾患により、長期にわたり治療が必要な児童の医療費の負担軽減のために助成を行っております。このたびは医療費助成の決算見込みに対して581万1,000円の増額要求しております。要因につきましては、医療費助成件数は増加は見られていませんが、長期入院等による治療等による医療費の増額であると考えております。

続きまして243番ひとり親家庭児童生徒小・中学校入学支度金、この事業は小中学校へ入学においては教材費等の購入のため、経済的負担の増大を緩和するため、ひとり親家庭に入学支度金を支給するものです。今年度より従来の前々年所得税非課税者に加え、前年の所得税非課税者も対象としたため支給額が増加したため、このたび36万円の増額要求をしております。なお、支給対象実績は小学生64人、中学生102人となっており、1人に対し、1万円支給しております。

続きまして26ページ、事業番号247番不妊治療費等支援事業費です。この事業は子供を望む夫婦が安心して子供を産み育てることができるよう、不妊治療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るものです。この事業につきましては12月議会におきましても増額補正計上させていただきましたが、その後、見込み以上の申請があり、このたび510万4,000円の増額要求をしております。財源としては県事業のため、本来は県負担金となりますが、年度中途の増額につきましては次年度精算となるため、一般財源を充当しております。すぐ下の248番、特定不妊治療助成事業費です。先ほどの247番と同様に不妊治療費の本市としての上乗せ助成としております。この事業に関しましても12月補正予算で増額計上いたしました。決算見込みにより97万6,000円を増額要求させていただいております。

続きまして繰越明許費になります。本日配布させていただいております2月補正予算資料、福祉保健委員会予算資料の22ページを御覧ください。事業名のほうが物価高対応子育て応援手当費です。12月補正予算で計上させていただきました5億8,810万1,000円のうち、326万7,000円の繰越しをお願いするものです。この給付金は物価高騰が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を応援するために児童手当を受給している世帯に対し、児童1人当たり2万円を支給したものです。既に2月5日にプッシュ型で支給しており、今後は、現在10月以降出生分及び公務員申請分について随時支払いを行っております。このたびの繰越し分は3月31日までに出生した新生児も対象となること、公務員の申請の手続が遅れている場合の支払いを行うために繰越し予算を計上しております。内訳といたしまして給付金として159人分318万円、郵券料・振込手数料として8万7,000円、合計326万7,000円の繰越し予算を計上しております。なお、財源は全額、国の物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金を充当しております。こども未来課、以上になります。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。幼児保育課の所管に係る事業について説明をさせていただきます。所属別事業一覧を御覧ください。26 ページ 251 番の児童館運営費でございます。令和6年4月から5年間、一般社団法人ともに委託しております児童館 12 館の指定管理に係る委託料について、賃金水準の大幅な上昇により、適切な価格転嫁を実現するための人件費部分の見直しに伴い、419 万円を増額しております。また、予定していた湖南児童館のエアコン更新につきまして、指定管理料における修繕費において対応されることなどでの実績見込みにより 149 万 7,000 円を減額しており、合わせて 269 万 3,000 円の増額での補正を計上するものでございます。財源の内訳につきましては国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が 419 万円、児童館整備事業債がマイナスの 130 万円、一般財源がマイナスの 19 万 7,000 円となっております。

続きまして 254 番の市立保育園運営委託費でございます。指定管理として社会福祉法人あすなる会に委託しております白兔保育園の委託料につきまして、主に人事院勧告を踏まえて人件費単価の増額改定が行われました公定価格の改定に伴いまして 663 万 1,000 円を増額で計上するものでございます。

続きまして 256 番の私立保育園運営費でございます。こちらも先ほどの市立保育園運営委託費と同様に人事院勧告を踏まえて人件費単価の増額改定が行われました公定価格の改定に伴い、私立保育園等への委託料を 1 億 2,739 万 1,000 円増額で計上するものでございます。財源の内訳につきましては国庫支出金が 9,361 万 8,000 円、県支出金がマイナスの 1,778 万 6,000 円、一般財源が 5,155 万 9,000 円となっております。

続きまして 1 つ戻りますけども、255 番の低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金でございます。本事業は指定管理として社会福祉法人あすなる会に委託しております白兔保育園において、1 歳児担当保育士等の人数を国の基準の 6 対 1 を上回って 4.5 対 1 で配置する場場合に加配を行うための経費につきまして県と市がそれぞれ 2 分の 1 ずつ助成するものでございます。当初予算要求時点では例年どおりに国基準の 6 対 1 と 4.5 対 1 の配置職員の役差を基に事業費を積算しておりましたが、その後、公定価格におきまして 1 歳児配置改善加算が創設され、一定の条件を満たした場合に 6 対 1 の配置に要する経費と 5 対 1 の配置に要する経費との差額に相当する金額が加算されることとなりました。そのため、本事業における対象が公定価格で措置されます部分を除いた部分に縮小されたことで実績見込みが減少し、284 万 7,000 円を減額するものでございます。

続きまして 257 番の同じく低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金でございます。こちらのほうも先ほど説明いたしました 255 番と同様の事業でございますが、対象が私立保育園等となっております。同様の理由によりまして実績見込みが大幅に減少し、8,092 万 3,000 円を減額するものでございます。

続きまして 28 ページ 263 番のこども誰でも通園制度事業費でございます。当初予算におきまして全対象者が月 10 時間利用した場合の予算を計上しておりましたが、利用実績の見込みにより減額補正を計上するものでございます。具体的には乳児等通園支援事業の認可施設への委託料につきまして全対象者 948 人のうち、施設割合で公立園での利用を見込んだ 223 人を除いた

725人、こちらの対象者が月10時間利用した場合の延べ利用時間8万7,000時間を基に予算のほうを算定しておりましたが、利用実績の見込みによる延べ利用時間319時間の算定により9,714万円を減額するものでございます。幼児保育課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。引き続き説明させていただきます。所属別事業一覧28ページのナンバー270、妊娠・出産包括支援事業費でございます。これは生後1歳未満の産後ケアが必要な母子を対象として宿泊型の母子ショートステイ、日帰り型の母子デイサービス及び訪問型の母子アウトリーチを行い、保健指導や育児相談、育児手技等のケアを病院や助産所施設等に委託して提供する産後ケア事業の利用者の増加に伴う実績見込みに応じた委託料として1,191万9,000円、過年度事業実績に伴う国県への返還金として57万4,000円、合計1,249万3,000円の増額をお願いするものでございます。

事業の実績見込みとしましては、母子ショートステイが543件、母子デイサービスが893件、母子アウトリーチが296件の合計1,732件でございます。前年度実績が724件ございまして、約2.4倍の利用となっております。財源内訳としましては、補助率が国2分の1、県4分の1、市4分の1ございまして、国県補助が893万8,000円、一般財源355万5,000円となっております。

次に、所属別事業一覧29ページのナンバー274母子生活支援施設運営費でございます。鳥取市大工町頭にございます母子生活支援施設つくしは、18歳未満の子供を養育している母子やDV被害者などの生活上の課題を抱えた母親と子供が一緒に入所し、専門的な職員による仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計などの様々な心配事に対する相談や援助を行いながら、生活安定のための自立を支援していく施設です。現在14世帯36名が入所しており、社会福祉法人鳥取福祉会へ指定管理をお願いして運営をしております。このたびの補正理由につきましては、母子生活支援施設の指定管理料は当該年度の児童入所施設措置費の実績により決定しており、改定に伴う利用実績見込みによる1,013万2,000円の増額、また、過年度実績に伴う児童入所施設措置費の国への返還金として92万4,000円の増額、合わせて1,105万6,000円の増額をお願いするものです。

財源内訳としましては、国県補助が628万7,000円、その他、利用者負担金として8万6,000円の減額、それから一般財源として485万5,000円の増額となっております。説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 こども発達支援センター平戸です。所属別事業一覧、30ページを御覧ください。番号が286番児童発達支援事業費でございます。この事業は、発達上の困難を抱える児童への相談支援を発達支援コーディネーター等により発達相談や家族支援、保育の相談等行っているものでございます。主な増減の理由としまして、その中の心理発達相談を行う専門職である心理相談員による発達検査のニーズも増えております。当センターの正規職員の心理相談に加えて、外部の心理士へも協力依頼をしております。その件数が増えたことにより報償費の増額が主なものとなっております。要求額は8万1,000円の増額

でございます。財源は一般財源となっております。

続きまして、31 ページを御覧ください。290 番若草学園改築事業費でございます。児童発達支援センターの若草学園の改築工事に係る地質調査費ですが、当初予算で積算したときよりも国の示す積算基準値が、国の改定がされたということと、地質調査を実施する上で平面図の確定が必要でありました。時期が12月補正にはちょっと間に合わなかったということで、既決予算内での流用で対応させていただき、このたびの2月補正で不足分を計上したものでございます。要求額としまして189万9,000円を増額補正させていただくものでございます。財源は一般財源でございます。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課の光浪です。私のほうからは、事業一覧の31ページの296番保健所運営費の説明をさせていただきます。これは保健所を運営する経常的な経費でございますが、このうち、衛生関連業務で使用しています鳥取市の衛生総合情報システムにおきまして、7年度は医療費助成のオンライン資格確認に係る改修のため、情報連携基盤システムを導入する予定としておりましたけれども、内容やスケジュール等の見直しをする必要が生じたので、7年度中に実施ができなかったこととなったため、見直しました上で、令和8年度に改めて対応することといたしました。このシステム改修に係る7年度の当初予算は748万円で全額を減額補正とするものです。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。私のほうからは保健医療課分について説明させていただきます。所属別事業一覧の32ページ、304番A類疾病予防接種費でございます。これはA類疾病、麻疹、風疹、日本脳炎、子宮頸がん等の定期予防接種に係る経費でございます。A類疾病予防接種につきましては、接種率の向上のため、個別の勧奨はがき送付や保育園や小中学校を通じてチラシを配布して接種勧奨等実施しているところでございますが、出生数の減少、接種控え等により、接種件数が減少しております。このたびの補正予算につきましては、今年度の実績見込みによる減額分として5,406万円の減額、また、令和6年度の実績に伴う国への返還金156万2,000円を合わせまして、補正額は5,249万8,000円の減額となっております。

続きまして33ページ、315番です。市立病院事業費会計への繰出し、重点支援地方交付金でございます。これは物価高騰が続く中、安定した医療提供体制の維持を図るため、国が実施しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。算定の根拠としましては、国が実施しております医療機関等における賃上げ物価上昇支援事業の支援額を参考に算定しております。具体的には病床1床当たり賃金分として8.4万円、物価分として11.1万円を市立病院の病床数掛けまして6,630万円、また、救急に対する加算分として3,000万円、2つ合わせまして9,630万円を計上しております。保健医療課、以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。34ページをお願いいたします。319番の施設管理費になります。各保健センターの維持管理費になります。補正額は204万8,000円です。内訳ですが、実績見込みによる増としておりますのがセンターの修繕費の増で58万

9,000円、それから気高保健センターの指定管理料の見直しによる人件費の増額分として145万9,000円になります。指定管理料の見直しにつきましては、賃金水準の大幅な上昇が続いておることから、指定管理料の見直しを行うものでございます。

財源としましては、修繕費については一般財源、指定管理料につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。次に321番健康診査費、がん検診等の実施に要する経費になります。補正額は948万円となります。実績見込みによる増としております内訳ですが、消耗品や印刷製本費などの需用費として12万7,000円の減額、通信運搬費手数料が170万2,000円の増額、それから医療機関へ支払うがん検診等の委託料が768万9,000円の増額、合わせまして926万4,000円を計上させていただいております。そのほか、令和6年度事業実績に伴います国への返還金として12万7,000円、県への返還金として8万9,000円、全て合わせまして948万円を計上させていただいております。財源の内訳としましては、国県支出金が29万1,000円、その他財源として、後期高齢者健康診査費負担金が576万3,000円と明治安田生命からの寄附金が105万5,000円、計681万8,000円となっております。残りが一般財源となっております。

次に35ページのほうをお願いいたします。327番ふしめ歯科健診事業費です。補正額は50万6,000円になります。これは、20歳～70歳までの節目の年齢に歯科健診を実施する経費となっております。本年度から新たに対象者を拡大しまして20歳、30歳を追加をしております。当初、医療機関に支払う歯科健診の委託料につきましては、受診者数を全体で280名を計上しておりましたけれども、さらに230人分増えると見込んでおまして、合計510人分を見込んでおります。補正の内容としましては、医療機関に支払う歯科健診の委託料が1人当たり2,200円となっております、それを不足する230人分を掛けまして、補正額は50万6,000円を計上させていただいております。健康づくり推進課、以上です。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。同じく35ページの329番を御覧ください。野良猫不妊・去勢手術費補助金についてです。本事業は野良猫の過剰な繁殖を抑える対策の1つとして不妊・去勢手術に要した費用の補助を行っているもので、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施いたしました。目標額の160万円は達成できませんでしたが、全国から92万6,000円の御寄附をいただきました。また、東洋交通施設株式会社様から10万円の御寄附をいただきましたので、残りの50万円をその他財源から一般財源とする財源更正をさせていただいたものです。

続きまして332番食品衛生指導事業費です。本事業は、食品の営業許可や食中毒等の対応とその予防を図ることで食の安全・安心を推進していくものでございます。食品による健康被害を疑う事例が発生した際には食品の検査や検便検査を実施いたしますが、その委託料について187万8,000円の増額を要求させていただきました。今年度は検査検体数が予定より多くなっていることが主な理由でございます。財源は全て一般財源となっております。生活安全課は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。西

尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。すみません。事業一覧の263こども誰でも通園制度事業費です。当初予算で1億3,358万9,000円ですか、膨大な金額をたくさん使っていただけということで上げられたんだと思いますけど、先ほどその計算内訳も聞きましたが、現実的に減額の9,714万となったというのは、もうちょっと使っていただいてもよかったんじゃないかなと、いい制度だし。この実績が少なかったその要因といいますか、原因についてちょっとお尋ねいたします。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。こども誰でも通園制度のほうが、当初予算においては、国のほうが試行的事業が補助金での対応と、今年度が交付金事業ということで、その中で、国の申請においては対象者が全て使える時間数の確保ということでありましたので、当初予算においてそういった状況も踏まえて、全対象者が月10時間、12か月使った場合を想定して要求させていただいております。ただ、実際、実績はかなり少ない、利用者が少ない状況がございまして、こちらのほうはやはり試行的事業の際に利用者さんのお声等も聞いた際には、やはり近場での利用というのがかなりニーズ的には多かったのかなと感じておりまして、そこで、今年度も試行的事業からは施設数、エリアのほうを拡充して行ってまいりましたが、まだ施設数のほうがそこまで多くない状況というところがございまして。そういったところも影響してるのかと思っております。また、いろいろな媒体、機会を捉えて周知等も行ってまいりましたが、今後より一層周知の徹底を図っていく必要があると考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。国のそういう予算をこういう具合にマックスで計上しなさいみたいなのところがあったということであれですが、実際はとてもいい制度だと思いますので、周知徹底、距離の、近場というようなこともありますので、その辺もちょっと今後検討しながらこの制度の利活用を進めていただきたいという、これは意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。これに関連して、以前から預けたい保育園に預けれないという問題が出とりますけど、これは通常の保育園とはまた別に行けるということではないのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。このこども誰でも通園制度の対象のお子様が、生後6か月～満3歳未満のお子様で保育所等に通っていない方が対象となりますので、通常の保育とは別の事業として、もし通常の希望される保育園のほう入所ができない方等は、この事業は使っていただける事業となっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 どこでも行けるという考えからしたら、現在通っている人も時間、場所、職場によってはちょっとほかにワンポイント的に預けたいなということも考えられまして、もう少し柔軟にできたらなと思うんですけど、この辺はどんなでしょう。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。今の御質問でいきますと、既に保育園等に通われている方で、状況によって近場のこのこども誰でも通園の施設の利用が可能になってもいいんじゃないのかというような御質問だったと思うんですが、こちらのほう、国のほうが定めている制度でして、それに沿って実施を行っております。その制度内ではやはり、まず、前提として保育所等に通っていない方が対象ということがございますので、今現時点の制度上は、そういった通常の保育園に入所されている方は対象外になってしまうということになってしまいます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 要望になるかも分かりませんが、本来のその保育園に行きたいところに行けない、いろいろ諸事情で選んでおられるでしょうけど、点数等で、行けない方もある中でこの制度を運用しようと思うと、やっぱりその間を埋めるようなこともしてもいいんじゃないかなというふうに私は思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですか。そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 延べ利用が319時間だったということでした。実際、利用された目的とか、どの程度の利用だったのかっていうところをまず教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。どのような目的での利用があったかという点ですが、こちらのほうは、まず、お子さんの成長のために通常、家庭では経験できないような部分での利用というような目的の保護者の方もいらっしゃいますし、また、保護者の方の都合によってお子様を預ける場合、それとやはり多いのが保育園の入所等を控えていらっしゃる、慣れるためにこのこども誰でも通園制度、集団生活に慣れるために利用されるというような方が多いと考えております。

もう1点がどの程度の利用実績があったのかというところでございますが、こちらの補正予算要求する際に、見込みを立てる際に4月～11月の実績を基に見込んでおります。4月～11月の延べ利用時間につきましては、684時間で、公立が485時間、私立が199時間になっておりまして、登録者数につきましてはこちらの見込みを立てる時点での登録者数が92人、直近でいきますと本日時点で109人登録いただいているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。もともとこの制度のところでは保育園、集団生活の経験、普段、親と子だけっていうのが、そういう経験しかない人が集団生活を体験していくっていうことの目的に沿ったような利用だったのかなっていうふうに思います。あと、受け入れた側の保育園のほうの声なんか聞いて、集約しておられるでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。アンケート等を取ったわけではないですが、やはり試行的事業から本市、実施しておりまして、いろいろそこで課題の洗い出しとか、いろいろ業務内容等の改善等を行って今年度実施しておりますので、現場においては割と円滑に実施ができていると考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。市立病院への他会計への繰り出しの件なんですけども、ページでいきますと33ページの番号でいうところの315番、保健医療課のほうです。先ほどの説明の中でのこの繰り出しの算定根拠等々説明していただきながら9,630万円っていうところの御報告をいただきました。実は昨日、市立病院のほうのこの補正の説明の中での資料なんですけれども、そちらのほうの他会計の繰入金は9,311万1,000円というふうになってまして、少し市立病院のほうが出されてきた数字と、数字というか額とこちらのほうが繰り出しのほうの額とがずれているように見えてしまって、ちょっとそこっていうのはいつも整合性があるものなのか、あるいは他会計繰り出しは出したほうで、受けたほうは受けた側で計上する、別々になってるんだろうかっていうことも含めてちょっとどのような、繰出金の考え方なんですけども、教えていただけますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。繰出金と繰入金の関係については私どもでも把握しておりませんので、申し訳ないですが、お答えできません。すみません。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 28ページ270番妊娠・出産包括支援事業費についてです。前年と比べて2.4倍というふうにおっしゃったと思うんですけども、すごい利用者が増えておられるってことですが、これについて予算額以外の課題とか、取組とかありましたら教えてください。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。現状につきましては年々増えているっていうような状況でして、これまでが1.5倍程度の増加傾向だったんですけども、今年度は本当に多くなっておるっていう状況です。現状、13事業所ございまして、それで今後も増えていくんではないかなっていう具合に考えておるところですし、やはり周知が徹底されてきたというところ、それからまた、やはり日中のワンオペレーションでお母さんのみの養育っていう形ですね、育児っていうことがやはり多いというところで、産後ケア事業を通常利用していただくっていうことが浸透してきておるんではないかなという具合に考えています。利用実績につきましても実人数が2月中旬までで364人ということでして、年間の出生人数が1,000人余りですので、そうやって考えると、もう3割以上の人が利用していただけているっていう状況がございますので、やはり今後も増えていくんではないかなという具合に考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。ありがとうございます。周知が徹底してきたこととか、やはりそれだけ必要とされているところもあるということの現状があるかなというふうに思います。しっかりまた取組をお願いしていきたいというふうに思います。続きまして、

◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。

◆平野真理子委員 はい。続きまして32ページ304番A類疾病予防接種費なんですけれども、先

ほどの御説明の中にも、その減額されている理由もおっしゃったのかなと思いましたが、これはやはりこの時期に接種すべき人数が減ってきたというか、出生数の減少ってことも考えられるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。A類疾病につきましては、予算計上時点では、過去3年間の実績を見まして不足がないようにということで、少し多めに計上しております。実際、実績を見ますと、やはり出生数も年々何百人単位で減ってきたりとかってというようなところもあったりしていますので、減ってきているというところなんです。あと、やはりいろいろ話を聞きますと、副反応が心配だというようなところで接種を見合わせていたりですとかっていう声も聞きますし、また、予防接種の内容につきましては流行しているものではない予防接種もありますので、やはり本当に必要なかっていうような声もありますので、そのようないろんなことが影響して接種件数が減ってきているものと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。先ほどおっしゃったように副反応のことについて心配されたりとかもいらっしゃると思いますので、その辺については、特に子宮頸がん予防ワクチンとかは聞いた人によって、副反応のことをたくさん聞いた人だったらそりゃあ大きいと思いますし、あくまでも個人の判断ですから、どういうことじゃないですけども、きちっと正しい周知っていうのも努めて、また継続していただけたらなっていうふうに思います。よろしくお願ひします。すみません。続けてでもいいですか、委員長。

◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。

◆平野真理子委員 はい。それから34ページの321番健康診査費です。これは増額の予算ですけども、これは要するに健診受診率が向上しているっていうふうに思ったらいいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。先ほど説明の中に各がん検診等の委託料のほうで700万ほど増えたというような説明をさせていただきました。具体的には、当初よりも例えば個別の胃がん検診が500件ほど増えた、それから集団検診で、5がん検診っていうんですけども、その検診が約500件ぐらい増えました。それから人間ドックのほうは逆に500件ほど減っております。それから1つ大きいものが健康診査なんですけれども、これが400件ほど増えたというところに加えて、この物価高騰等によりまして県で統一されたことにはなるんですが、単価の改定がありました。1件当たり8,600円だったものが8,800円に値上げをされたというところが一番大きな要因かなと思っております。これが600万ほどございます。当初の見込みとしましては、各がん検診の件数の見込みとしましては、過去3年ほどの実績で予算を計上しておるところなんですけども、少しずつ増えてきているのかなと思っておりますが、最終的にちょっと計算をしてみないと受診率等は分からないところなんですけれども、もしかしたら増えているのかなというふうに見ているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。ありがとうございました。増えているんじゃないかな

っていうふうに今、御説明伺って思いましたけども、さらに受診率の向上目指していただきたいなというふうに思います。あわせて、このふしめ歯科健診事業費も増えておりますけども、前、歯科健診って非常に低かったように思いますけど、このやっぱり20歳、30歳を追加されたこととか、もともと何かほかに増えていった原因がありますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。現時点で1月末時点にはなりませんけれども、20歳、30歳の方の受診が20歳が59名で、30歳が同じく59名となっております。40歳以上の方も60名前後というような形になっておりまして、単純に20歳と30歳が増えたというところに加えまして、やはり歯科健診というのが歯科のその病気といいますか、そういったことが全身の病気にも関わりがあるよってというようなところで、いろいろ機会を捉えて広報も進めてきておるところですし、また、歯科の関係機関の先生方との連携というのもより強くなってきているのかなというふうに思っております、そういったところからも少しずつ受診率というのが上がってきているのかなというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。ありがとうございます。周知が進んでいるなというふうに思いますし、大変重要な歯科健診だと思います。何か聞くところによると保険適用が、今年度何か検診ではないんですけども、何か保険適用になった部分が、すみません。虫歯ではないんですけども、治療の中で、すみません、忘れまして。保険適用が増えているって秋頃だったと思うんですけども、あったように思いますので、何かそういった情報はぜひホームページなり何なりでお願いしたいというふうに思います。次に、すみません。続けていいですか。

◆勝田鮮二委員長 はい。今のは意見でいいですか。

◆平野真理子委員 終わりです。意見でいいです。いいですか。

◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。

◆平野真理子委員 すみません。35ページ329の野良猫不妊・去勢手術費補助金なんですけども、クラウドファンディングをされて、一般財源は50万ということで、本当に一般財源から出すことは減る中で、低い中で、こうして皆さんの御協力をいただいていることは、すごいありがたいことだなあというふうに感じております。これによってこうした手術、補助金もやはり今年度とかそういった増えているのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。野良猫の不妊・去勢手術につきましては、今年度も150件以上は多分いっていると思っております。昨年度も非常に多くて、昨年度も270件ぐらいはあったと思います。こういった形で周知をしてきて野良猫の対策でこの不妊・去勢が有効なんだということが、周知してくるとまた今後も増えてくるのではないかなというふうに考えております。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。ありがとうございます。本当に、この事業が始まった頃は年間50頭とか、それで予算が無くなってもうできませんって市民の方にお断りされたりとか、そういうの

がありましたので、そう思うと本当に予算をつけていただきながら拡充されているなというふうに思います。やはり増えたら困るんですけど、大事な一匹一匹の猫ちゃんだと思いますので、この手術については、この事業についてはクラウドファンディングも活用されながら継続していただきたいなというふうに感じております。

最後に332番続けてなんですけども、この検査が多かった、増額されたということは、何か食中毒が多かったとか、そういうことにつながるものでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。今シーズンといたしますか、今年度は、割と昨年の冬がノロウイルスが非常に流行したということがあって、その流れで、年度当初にそういった感染症かもしれない、食中毒かもしれないという件数が多かったことですか、あとは、カンピロバクターによる食中毒も多発したということがあります。食中毒と断定できなかったものについても、疑いの時点で検査をいたしますので、そういった疑った事例は結構多かったというところもございます。それから通常起きない、なかなか起きないヒスタミンといたしますか、そういった化学物質を疑うような検査があったりすると、検査項目によって委託費がちょっと上がったりするというところもございまして、ちょっと増えてしまっているというところがございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。加嶋です。光浪副所長にお伺いします。このシステム改修の延期です。延期になった理由とこの2月補正で上がってきたので、例えば12月だとか、その時点でまだ分らなかったのか、理由として業者さんの都合だとか何かあると思うんですけども、それをまずお尋ねします。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課光浪です。この事業につきましては、延期となった理由としましては言われましたとおり、ベンダーさんのほうの御都合もありましたし、内容等の再度見直しというところもありまして、全体的にスケジュール等も見直しをしたというところで、今年度については実施が困難だという判断で減額とさせていただきます。以上です。

◆加嶋辰史副委員長 では、延期をすることで現在の業務に支障等はないということによろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課光浪です。こちらの事業につきましては、国のほうが令和5年度ぐらいから進めている事業でして、7年度中にとりようなどころもありましたが、国のほうで8年度中には全国展開をするというように進めておりまして、今現在のところでは支障のほうはございません。来年度に向けて調整をしているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか、西尾委員。

◆西尾彰仁委員 西尾です。事業一覧の328番の健康づくり推進課さんで、健康管理システムの

管理事業費が財源更正で国県補助が落ちて一般財源になつとこの財源更正の理由をちょっとお聞かせください。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。こちらの財源更正なんですけれども、当初予算の編成時には具体的な国からの補助要綱がまだ示されておりませんで、全体の事業費の3分の2が国費であると予定をしまして、予算を立てさせていただいたところでございます。年度が明けまして国のほうから補助となる内容について具体的に示されたところなんですけれども、実際にはその補助対象となる作業のようなものが限定をされておりまして、実際には一般財源を使わないといけなくなったというようなところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 すみません。国もしっかりちょっとその辺を早めに示していただければ。だけど、いい予算だけ、最初に国の予算を計上しとったというようなことだと思います。続けてもよろしいですか。委員長さん。

◆勝田鮮二委員長 はい。

◆西尾彰仁委員 もう1件だけ。大体全体見ると要求額と市長査定がほとんど同じなんですけども、330番ですね。生活安全課さんの要求額よりかなり減らされて14万円というような市長査定で増額になっているこの動物愛護管理推進事業費です。委託料を精査で、査定で落ちているということですが、その内訳について教えていただけないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。これは犬管理所、今、動物を管理している犬管理所があるんですけども、こちらの休日の管理を外部に委託しております。その委託料の単価が上がったことによって増額となっております。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ということは要求された金額よりかなり落ちただけですけども、それでしっかりとその休日の委託もできたということでしょうか。一応要求されたわけですから、市長を通されて、その人たちの賃金なんかとか、そういうのに影響はなかって、しっかりと管理できたのでしょうか、その辺をお伺いします。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。きちんと管理はされております。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 分かりました。ちょっと査定の削られた30万がちょっと何だったのか、よう分かりませんが、しっかりとできたということで了解いたしました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。何かありますか。門木課長。

○門木淳子生活安全課長 すみません。先ほどの平野委員さんから御質問のあった、野良猫不妊・去勢手術の実績ですけど、ちょっと私が勘違いをしておりますので訂正をさせていただきます。令和6年度は130頭です。令和7年度も130頭となっています。実績として157万9,000円が令和6年度です。令和7年度が159万円となっております。すみません、訂正させていただきます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。319番の説明の中で、センターの改修費が58万9,000円と言われたんですけど、これはどこのセンターですか。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。こちらの58万9,000円の修繕ですけれども、気高保健センターになります。気高保健センターのプールの非常灯の取替え修繕ということが必要になりましたので、この分が増額となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません、この後、気高のセンターで145万9,000円と説明があったんですけど、58万9,000円はプールの、ちょっとそこをもう一遍教えてください。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。319番の事業費実績見込みによる増というのが、修繕費の増になっておりまして、これが気高保健センターのプールの修繕ということになっています。もう1つが指定管理料の見直しということで、これ全庁的な取組になるのですが、気高保健センターは指定管理に出しておりますので、その人件費の増額分としまして、145万9,000円の増額の補正をお願いしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第34号令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）
（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に議案第34号令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算の説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。議案第34号令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算について御説明させていただきます。所属別事業一覧の76ページを御覧ください。この事業はひとり親家庭及び寡婦の経済的支援のため、無利子または低利子で必要な資金の貸付けを行う事業となっております。このたびの補正予算では令和6年度の決算の結果として繰越金が227万6,000円ございました。それに伴い補正予算を計上させていただいております。説明のほうは以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第34号令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

- ◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は可決すべきものと決定されました。

議案第38号鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（説明）

- ◆勝田鮮二委員長 それでは続いて先議分以外に入ります。議案第38号鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。それでは議案第38号の鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。資料は令和8年2月定例市議会福祉保健委員会説明資料、資料1となっております。A4のものを見ていただけますでしょうか。こちらの25ページを御覧ください。それではこの条例制定の経緯については、現在、地域子ども・子育て支援事業として本市においても実施しております乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度でございますが、こちらが令和8年度からは乳児等のための支援給付という新たな給付制度として実施されることに当たりまして、当該給付制度の対象となる事業者が従うべき運営に関する基準を市町村が条例で定めることとされました。

市町村が条例で定める基準は、国の基準を基に制定することとされており、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が令和7年11月13日に公布されましたので、その内容を基に条例を制定するものでございます。対象は乳児等支援給付費の支給において、市長の確認を受ける特定乳児等通園支援事業者でございます。なお、給付費支給に係る確認の対象施設は乳児等通園支援事業を実施する公立園と公立以外の認可施設となっております。また、制定内容につきましては、本市において令和8年度からの乳児等支援給付費の支給に係る特定乳児等通園支援事業者の確認を行うために必要となる事業者が適切な運営を図るために遵守すべき運営基準を内閣府令で定める国の基準を基に定めております。

施行期日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。

- ◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 なしということでございます。

議案第44号鳥取市保健センター条例の一部改正について（説明）

- ◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第44号鳥取市保健センター条例の一部改正についての説明をお願いします。西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。議案第44号鳥取市保健センター条

例の一部改正について御説明申し上げます。引き続き委員会資料の1の26ページをお願いいたします。この条例ですが、保健センターの設置、管理、使用料などについて、必要な事項を定めているものになります。まず、1番の経緯等です。このたびの一部改正ですが、国府町総合支所の中にあります鳥取東保健センターで行っております業務、母子保健とか、成人保健、健康づくり地区推進員さんや地域などが行います健康づくり活動への支援などを行っておりますが、こういった業務を令和8年度から国府支所市民福祉課に移管するため、鳥取東保健センターを廃止としまして、条例から名称を削除するものです。

また、鳥取市青谷保健センターは、特別養護老人ホームなりすなどの合築施設にございましたが、令和2年4月に合築相手方の社会福祉法人青谷福祉会のほうに保健センター部分の建物を無償譲渡をしております。現在、青谷保健センターで行ってございました業務は青谷支所の市民福祉課のほうで行ってございまして、このたびの条例改正に併せて整理を行いました。青谷保健センターについても廃止としまして、条例から名称を削除するものでございます。

少しそれぞれのセンターについて、これまでの経緯とか、今後の体制について御説明をさせていただきます。まず、2番の鳥取東保健センターについて、(1)これまでの経緯です。現在の鳥取東保健センターは、平成25年の4月に鳥取東健康福祉センターとしまして、国府支所内に設置をしております。保健センターと地域包括支援センターの業務を行って、乳児から高齢者までの健康・福祉・介護の相談などができる場として設置をされたものでございます。担当する地域、校区になりますけれども、国府中学校区、東中学校区、桜ヶ丘中学校区のこの3中学校区を鳥取東地域と言っておりますが、この3校区を担当しております。令和元年6月ぐらいから本市では地域包括支援センター業務の外部委託が開始してございまして、令和2年4月には鳥取東健康福祉センターから地域包括支援センター業務がなくなりまして保健センター業務のみとなっております。

名称につきましても鳥取東保健センターと名称変更をしております。令和4年度からは桜ヶ丘中学校区の乳幼児健診を駅南庁舎で実施をしておりますし、令和7年度からは国府中学校区、東中学校区につきましても駅南庁舎のほうで実施をしております。

次に現状等です。東保健センターで行なわれております業務内容につきましては、資料のほうにお示しをしておりますとおりですが、これらの業務につきましては、国府支所以外の支所の市民福祉課で行われている業務と同じとなります。そのうち、参考までに平成25年度からの来所や電話による健康相談であるとか、保健指導の対応状況、これは母子であるとか、成人になります、件数でお示しをしております。見ていただきますと、東保健センターへの来所者、それから電話での対応というのが年々減少しております。特に地域包括支援センター業務がなくなった令和2年度からは大きく減少していることが分かるかなと思います。

また、この他の現状といたしまして、地域の方々、例えば鳥取地域の東中学校区であるとか、桜ヶ丘中学校区の健推さんなど健康づくり活動に取り組んでおられる方々の活動拠点については、鳥取地域内であるとか、駅南庁舎ということになっておりますけれども、東と桜の地区担当保健師のほうは国府支所の東保健センターのほうにおりますので、健推さんなどには会議や事業とか、相談などのたびに国府支所と駅南庁舎を行ったり来たりしていただいているような

状況というのもございます。それから、現在は国府支所の大規模改修によりまして、国府中学校区、東中学校区の乳幼児健診を駅南庁舎のほうで実施をしておりますが、令和9年度からも引き続き駅南庁舎のほうで実施することとしております。このような現状や課題を踏まえまして、次の（3）の今後の体制になりますが、まず、これまで東保健センターで行ってきた業務を国府支所の市民福祉課に移管をすることといたします。これはほかの支所と同じ体制となります。次のページになります。そしてこれまで鳥取東保健センターでは3中学校区を担当しておりましたけれども、国府支所の市民福祉課の担当する地域を国府中学校区のみといたしまして、東中学校区、桜ヶ丘中学校区につきましては健康づくり推進課のほうで所管をしたいと考えております。このような体制とすることから鳥取東保健センターを廃止といたしまして、条例から名称を削除いたします。

次に3、鳥取市青谷保健センターについて、（1）番これまでの経緯です。青谷保健センターですが、平成13年4月に青谷福祉会が運営します特別養護老人ホームなりすなを合築いたしまして事業開始をしております。令和2年4月青谷保健センター部分の建物を合築相手方の青谷福祉会のほうに無償譲渡をしております。施設の無償譲渡に当たりまして検討が進められていた当時では、予防接種などがあれば青谷支所内で行うというような予定であったこともありまして、条例上では青谷保健センターの位置を青谷支所に置いておりました。現在ではBCGなどの予防接種もクリニック等で行う個別接種となっております。衛生整備なども支所内ではない状態で、管理する必要のあるものがないというような状況でありまして、条例にセンターを位置づける必要がないため、東保健センター廃止の条例改正に併せまして整理を行いました。青谷保健センターについても条例から名称を削除することといたしました。

なお、（2）の今後の体制についてですが、母子保健、成人保健、地区組織支援の業務につきましては、既に青谷支所の市民福祉課のほうで行われておりますので、特に今後の体制について変更はございません。最後に4の改正内容です。鳥取東保健センターと青谷保健センターの廃止に伴い、条例から名称を削除いたします。新旧対照表のほうでお示しをしておりますが、右側が改正前、左側が改正後になりますので、御確認をいただけたらと思います。施行年月日は令和8年4月1日となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞きとりにかかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしであります。

議案第45号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、議案第45号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をお願いします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。では、引き続き福祉保健委員会説明資料、こちらの28ページを御覧ください。先ほどの議案第38号で説明させていただいた条例については

公立園を含めた乳児等支援給付費の支給において、市長の確認を受ける事業所施設が遵守すべき運営基準を定めたものでございましたが、こちらは乳児等通園支援事業の認可の要件となる設備や職員配置などの最低基準を定めております。鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらにつきまして、国の関係府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。対象施設につきましては、本市から乳児等通園支援事業の認可を受けた施設でございます。改正内容につきましては字句等の整理及び令和8年度より乳児等のための支援給付が創設され、乳児等通園支援事業が全国の全自治体で本格実施されることに併せて、離島その他の地域において円滑に事業が実施することができるよう、規定を加えたものでございます。

離島その他の地域に係る規定の具体的な内容につきましては、第22条の2の規定により、交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、保育所等の確保が著しく困難な地域において、子ども・子育て支援法に規定されております特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備及び職員配置に係る規定を適用しないこととしたものでございます。なお、本市は離島その他の地域には該当しておりませんが、当該規定の職員配置に係る部分は市町村が条例を定めるに当たり、国の基準に従うべき基準であり、設備に係る部分は参酌すべき基準であることから、国の基準に沿って改正を行ったものでございます。施行期日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 本日の委員会では説明のみとなっております。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということでございます。

議案第46号鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
（説明）

◆**勝田鮮二委員長** 続きまして議案第46号鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。それでは福祉保健委員会説明資料の35ページを御覧ください。議案第46号の鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。鳥取市児童健康支援センターは、鳥取市立病院が行っている病後児保育施設にじっこルームのことでございます。本条例は、当センターで実施しております病後児保育事業の管理や使用料などについての必要事項を定めており、今回は使用料等事業の対象児童に関して改正を行うものでございます。改正内容、（1）を御覧ください。まず、1点目の使用料についてですが、現行、病児保育事業と同様に市民の利用につきましては、初回利用が2,500円、同一月に同じ施設を複数回利用の場合は2回目以降が1,000円となっております。また、同一月に兄弟が同じ施設を利用した場合は、2回目以降の児童の初回利用が1,200円、2回目以降が500円となっております。

この料金設定につきましては病児・病後児保育事業を利用された保護者の方から、同月内で異なる施設を利用した場合や月をまたがって利用した場合に料金がリセットされてしまうというような声や事業を実施する施設からは複数の料金設定があることによって料金徴収の事務がとて煩雑であるというようなお声を聞いておりました。これらの課題を解消し、利用者の利便性向上と子育て世帯の支援を図るため、1人1日につき1,500円とした一律の料金設定に改定するものでございます。

次の（2）の対象児童の拡大についてでございます。現行では、本市または麒麟のまち連携中枢都市圏の自治体に住所を有することが1つの条件となっておりますが、連携中枢都市圏の自治体以外からも保護者の里帰り出産時に、本市の保育施設に通園する児童などいることから、保護者の出産のために里帰りし、現に本市で居住している生後4月～12歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童も対象に加えることとしたものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としておりますが、附則第2項に規定しております利用許可の申請やその他必要な準備行為につきましては、交付の日から施行することとしております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということであります。

報告

報告第1号鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして報告第1号鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についての説明をお願いします。中本参事。

○**中本 恵保健総務課参事** 保健総務課中本です。先月1月26日に鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更をいたしましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により報告をさせていただきます。資料につきましては2月18日の全員協議会資料を御覧いただければと思います。サイドボックスのほうでは、本日の委員会のフォルダにもデータを入れておりますが、変更の概要ですとか、市民政策コメントの結果、寄せられた意見がなかったことなど、既に全員協議会のほうで御説明いたしましたので、本委員会では1点補足をさせていただければと思います。

計画の期間についてです。本計画の終期、終わりの時期につきましては明確にいつまでとは定めておりませんが、政府行動計画や県行動計画では概ね6年ごとに計画の変更について必要な検討を行うこととしておまして、本市も同様の記載をしております。この6年の根拠なんですけれども、感染症法上の基本指針とか、医療法上の医療計画といった新型インフルエンザ等への対応に係る諸制度が6年ごとに見直しを検討するとされているためでございます。ただし、新型インフルエンザ等が発生しまして、実際に対応を行った場合については、この6年で縛られず、その経験を基に随時、計画の見直しを行うこととしております。短い

すが、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで。

その他の報告

動物愛護センターの設置検討について

◆勝田鮮二委員長 それではその他の報告に入ります。まず、動物愛護センターの設置検討について執行部より説明をお願いします。門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。資料に福祉保健委員会その他の報告説明資料、3ページを御覧ください。中核市移行に伴う保健所業務に当たり、動物愛護に関する業務も県から本市に移管されました。業務を行う中で保健所が動物を収容することがございますが、この収容した動物は鳥取県から無償で借りております犬管理所、これは松並町にございますけれども、こちらで使用管理をいたしております。この建物につきましても、老朽化が著しいことや動物愛護管理法に定められております動物愛護センターとしての十分な機能やスペースがないことが課題となっております。

具体的には2番、犬管理所の現状及び課題のところに記載しておりますけれども、外壁等にクラックが入っていたりとか、鉄骨が腐食したり、シャッターなどが故障するといったような状況となっております。また、収容した動物を適正に管理するスペースがなくて、隔離室もございませんので収容した動物間で感染症が蔓延する可能性があるというような状況となっております。加えて診療設備がないため検査治療が十分に行えないことと、イベント等の啓発活動を実施する場所がないといったことも課題となっております。

また、鳥取市では、地域猫活動を推進しておりますけれども、この地域猫の不妊・去勢手術をする手術室というのがこの犬管理所にはございません。現在は閉院した動物病院をお借りして実施している状況となっております。このような状況に加えまして県から市の将来構想を示すように求められているということもございまして、動物愛護センターの整備について検討してきたところでございます。動物愛護センターで実施する業務については、動物愛護管理法第37条の2に定められておまして、3番にお示ししているような内容となっております。これらの業務は現在、駅南庁舎と犬管理所、それからお借りしています動物病院の3か所で分散して現在は実施しておりますが、動物愛護センターができれば1か所に集約することが可能となります。

また、この主な業務の中の5番目に記載しております啓発活動のうち、適正飼養等に係る啓発イベントと、6番目に記載しております災害時における動物対策の普及啓発活動については、現在は拠点とする施設がないために、十分に実施できておりません。動物愛護センターが設置できればこういったことについても積極的に進めていけるものと考えております。

続いて4ページ目を御覧ください。このような状況を踏まえまして、動物愛護センターの候補地を探していたところ、このたび鳥取大学様から土地の無償提供について御提案いただきま

した。御提案いただいた後、鳥取大学様と協議を重ねていきまして、大学のほうでは1月27日に開催されました役員会で正式に大学構内に愛護センターを設置することが承認されたところでございます。候補地としましては6に示しておりますけれども、湖山小学校の道を挟んで向かい側になります。

大学の構内に設置する鳥取市のメリットとしましては、十分な広さの土地が確保できるということと、大学の中に動物医療センターがございますので、収容した動物たちの治療はこの医療センターで実施していただけることが可能になるということ、それから駅ですとか、バス停がございますので、交通の便がよくて啓発イベント等実施した際の集客が見込めるということ、また、本市の獣医師職員に対する技術的支援が期待できることなどが上げられますので、本市としても非常にメリットが大きいものと考えております。

これまでに湖山小学校、湖山保育園、湖山地区の21名の自治会長さんに動物愛護センターの設置について概要説明を行っております。地元の皆様には引き続き丁寧な説明を行っていくこととしております。今後のスケジュールについては、5番にお示ししているとおりでございます。来年度は検討委員会を行いまして施設の機能ですとか、規模、どういった業務を実際やっていくか、大学との連携等についても検討することとしております。報告は以上になります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 西尾です。大変いいことだなと私は思っております。今のところは狭小だし、ちょっと汚いしという感じで、いつだか見に行ったんですけども。この鳥大の前のところに行くとなると、今の施設はいらなくなるわけですが、これは県なりにそのまま返していいものなのかどうなのかちゅうとこで、撤去までせいか言われると思いますけども。それと鳥取大学にはたしか獣医学科があって、獣医さんの卵の方がいっぱいおられるんですけども、この方々の連携なんかもしっかりできて、とてもいい場所だなという思いはありますので、その辺の連携については鳥大のほうとどのように話されているのか教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 門木課長。

○**門木淳子生活安全課長** はい。まず、今の犬管理所についてですけれども、こちらのほうは愛護センターができ次第、解体とかはせずに、そのままお返しすることになると思います。その辺についても今後、県とまた、協議をしていきたいと考えております。

次に大学のほうとの連携についてですけれども、おっしゃるとおり獣医学科の学生さんがおられまして必要な教育を受けておられるんですけども、なかなかこの動物愛護に関わるところの実践を見るという機会が学生さんは非常に少ないというふうにお伺いしております。大学の先生からもぜひこういう機会に連携をして、学生さんの教育にも活用させていただきたいということでお伺いしております。これからこういった形で連携をしていくかということは、これから大学との協議になっていくかとは思いますが、私どものほうとしましては、獣医師確保というのは非常に今、公衆衛生獣医師確保というのが非常に難しい状況でございますので、そういった学生の頃からこういった業務を見ていただきまして、こういったことにも興味を持っていただいて、最終的には市の獣医師確保につながっていけばいいかなというふう

考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 説明いただきましてありがとうございます。地元自治会、湖山小学校近隣世帯に説明をされたということですが、丁寧な、すごい丁寧だなというふうに思ったんですが、逆に言えば、何らかの地に迷惑をかけるようなことが想定あるわけですか。以上です。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 はい。どうしても動物の収容というものがございまして、臭いですが、鳴き声、それから逸走、逃げ出すといったような懸念を持たれる方がいらっしゃると思いますので、その臭いのことですか、鳴き声の辺りというのが日常的にあると、それが苦情につながると思いますか、というところがございますので、その辺について丁寧な説明が必要かなというふうには考えております。このたびの説明会でも、やはりそのような御質問がございまして臭いについては、脱臭装置をつけるとかいう形で対応を考えているということですか、鳴き声も今、建物防音がかなりできると思いますので、よその自治体さんの愛護センターも同様な対策をしておられますから、そういった御説明もさせていただいております。

それから動物の逸走についてですけれども、やはり動物が逃げ出して、特に犬が逃げ出して小学校とか、保育園の子供さんがいらっしゃるの、それはちょっと怖いというようなこともお聞きしておりますので、フェンスで逃げ出さないような形で施設を囲うとか、ドッグランというのをつくることも考えているんですけども、その入口は二重扉にするとかというようなことで今のところ御説明をさせていただいているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田実委員 はい。すみません。簡単な質問なんですけれども、この総事業費というんですか、多分これ計画するに当たってはある程度見通しも立てた上で向かわれていると思うんですけども、どのくらいで総事業費を考えられていたのかなというところと、あと、運営なんですけれども、運営の主体が鳥大さんとの連携にはなると思うんですけども、運営主体というのものがどのように今、考えられておられるか教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 はい。全体の予算額といいますか、お金の話ですけれども、まだ、規模がきちんと決まっていないので、まだ概算でしかないんですけども、4億6,000万くらいで今は考えております。これがマックスといいますか、今、考えている最大の広さでの試算になっておりますので、検討会等でこういった形になるか分かりませんが、大学の施設、構内に建てることで大学の施設が使えるようなところは削っていきけるのかなとか、いろいろ考えておりますので、そこからちょっと縮小するような形では検討したいなというふうには思っております。それと運営主体ですけれども、これはなかなか民間さんでこういう運営を受託してくださる、受けてくださるところがないというのが実情でして、ですので、市が直営で実施していくということを考えております。それと、やっぱり大学との連携っていうところがあるの

で、なかなか民間さんでは難しいところがありますので、市のほうで、直営でやっていけたらいいかなというふうには考えております。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。それではなしということであります。

令和8年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）に係る市民政策コメントの実施について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして令和8年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画案に係る市民政策コメントの実施について、執行部より説明をお願いします。門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。それでは引き続きまして資料の5ページを御覧ください。都道府県や保健所設置市等は、食品衛生法に基づきまして毎年度食品衛生監視指導計画を定めることとされています。本市は中核市移行による保健所の設置に伴い、東部4町も含む東部圏域の業務を所管することとなりましたので、毎年度、この時期に東部圏域の実情を踏まえた計画案を作成し、パブリックコメントを実施しております。

今年度の計画からの変更点についてですけれども、まず、食中毒予防対策としまして3点上げております。1つ目はノロウイルス食中毒対策についてです。昨年発生したノロウイルス食中毒事件では、いずれも調理従事者を介して食品が汚染されたことによるものでした。このことを踏まえまして、ノロウイルス対策を強化してまいります。2つ目ですけれども、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター食中毒対策です。昨年はカンピロバクターの食中毒が立て続けに発生いたしました。また、鳥根県で腸管出血性大腸菌による大規模な食中毒も発生いたしております。いずれも加熱不十分な食肉等の関与が疑われたため、施設における十分な加熱等の指導・啓発を強化してまいります。3つ目ですけれども、3つ目は自然毒・寄生虫による食中毒対策です。昨年、スイセンを誤食したことによる食中毒ですとか、寄生虫であるクドアによる食中毒が発生いたしました。このことを踏まえまして、自然毒や寄生虫による食中毒予防について啓発を強化してまいります。

次に、食品表示の適正化についてですけれども、食品表示基準及び昨年改正された期限表示ガイドラインの周知を行い、適正表示の指導を行ってまいります。今後の予定でございますが、明日、2月27日までを意見募集期間としております。その後、最終案の検討を行いまして3月末頃に策定、公表する予定といたしております。

また、昨年の本委員会で次年度の計画案について御説明する際に、前年度の結果を御報告させていただくということになりましたので、ここで、昨年度、令和6年度の監視指導の実施結果について御報告させていただきます。6ページを御覧ください。すみません。ページが2つ打ってありますが、下のほうのページ数で進めさせていただきます。この結果につきましては、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの実施結果となっております。6ページ下の第3、監視指導の内容を御覧ください。食品衛生に関する監視指導として食品営業施設に立入りを行いまして、施設の衛生管理について指導を行いました。監視指導目標回数2,634件に対して、監視指導回数が2,805件行っております。目標達成率は106.5%でした。

続きまして重点監視についてですけれども、これは過去に食品衛生法違反となった施設です

とか、食中毒のリスクが高い施設などについては、重点監視施設として重点的に監視指導を行っております。7ページ目の上に実績を記載しておりますけれども、目標回数237件に対し277件の監視指導を行い、目標達成率は116.9%となっております。

続きまして食品衛生法違反への対応ですけれども、7ページの表1を御覧ください。行政指導を行ったのは許可施設の2件となっております、これはいずれも食中毒を起こした施設に対する営業停止処分でした。

次に行政指導についてですけれども、文書による指導を行ったのが営業施設で7件、不要許可施設で3件となっております。内訳としましては、異物混入等に関するものが5件、無許可営業が5件となっております。次に、食品表示に関する監視指導です。同じ7ページ目の表2を御覧ください。食品販売施設等に立入りをを行い、事業者に対し、適正な表示について指導を行っております。立入件数が606件、そのうち、文書による指導が2件で、内訳はいずれも必要な表示がなされていない、表示の欠落ということでした。

続きまして8ページを御覧ください。食品等の検査についてでございます。東部圏域に流通している食品について、安全性が確保されているかを確認するために117件の検査を実施いたしました。検査を実施したうち、洋生菓子で衛生規範不適合というのが3件ございましたが、これについては改善指導を行いまして、衛生管理がきちんと担保されていることを確認しております。それ以外につきましては、基準値等を逸脱したものはございませんでした。

次に食中毒対応についてでございます。食中毒発生時には原因を特定するための調査を実施し、原因施設に対して再発防止のための指導を行っております。令和6年の1年間で発生した食中毒は2件で、患者数は8人でした。

続きまして苦情報告対応についてです。異物混入等の苦情を受理した場合は、調査を実施いたしまして、事業者等に必要な指導を行っております。表4に食品苦情の受付状況をお示ししておりますが、異物混入に関する申出が9件、自己申告を含みます健康被害に関するものが25件、その他が28件で、合計62件の苦情を受け付けております。

最後に情報提供及び意見交換ですが、9ページの真ん中辺り、5番の情報提供及び意見交換のところを御覧ください。リスクコミュニケーションとしまして、食品衛生月間にイベントを開催し、市民の皆様へ啓発や情報発信を行いました。消費者への情報提供としましては、アニサキスの食中毒の予防に関する動画を作成しまして、ユーチューブで公開を行っております。次の11ページ～13ページに立入検査の結果ですとか、食品検査の結果、食中毒の発生状況について詳細を記載しておりますので御覧ください。以上が6年度の監視指導計画の結果になります。なお、今年度、令和7年度の結果につきましては、現時点でも監視指導を行っているところでございますので、来年度の委員会で報告させていただく予定としております。報告は以上となります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 報告していただいてありがとうございます。まず、立入検査とか、この監視指導、目標を立てて、目標以上のことやっていらっしゃるんですが、対象施設というのは大体ど

れぐらいあって、年度ごとにやっていくとか、何か計画を立ててらっしゃるのか、その辺教えてください。

◆勝田鮮二委員長 門木課長。

○門木淳子生活安全課長 生活安全課門木です。対象施設数は11ページの表を御覧いただきますと、一番下に計として対象施設数5,151施設ということで記載をしております、5,000施設を全部見るというのはやはり限られた時間と限られた職員で難しいですので、計画を立てる際には計画数として書いておりますが、例えば重点監視施設というのをまず決めております。そこは年に例えば3回とか、年に2回とか、年に1回必ず行きましようといった形で計画を立てております。それ以外の施設、リスクが少ないですとか、そういったところに関しましては、例えば2年に1回立入りをしましようとか、営業許可は更新制になっておまして、6年に1回とか、5年に1回とかで許可更新があるんですけども、その際に施設のほうを確認して、衛生管理について助言・指導してしましようといったような形で、リスクですとか、これまでの違反状況等を踏まえて、優先順位をつけながら計画を立てております。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。本当にたくさんある施設の中で、計画的に監視指導いただいているということがよく分かりました。この12ページのところに検査結果も出てしましている。でも、不適合数というのがあって、きちんとチェックをしていただいているんだということが分かりましたし、残留農薬についても、いろいろチェックいただいているということで、細かいデータも資料いただいて、業務の中身とそれから安全なものっていうかね、が食べられていることがこういう形でも担保していただいているということが分かりました。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二分科会長 はい。それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。お昼前なんですけど、そのままやって終了したいと思いますので、よろしくをお願いします。

午後12時18分 閉会

令和8年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和8年2月26日（木）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

健康こども部

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第23号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】
- ・議案第34号 令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

2 議案（先議分以外）【説明】

- ・議案第38号 鳥取市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・議案第44号 鳥取市保健センター条例の一部改正について
- ・議案第45号 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・議案第46号 鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

3 報告

- ・報告第1号 鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

4 その他の報告

- ・動物愛護センターの設置検討について【生活安全課】
- ・「令和8年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）」に係る市民政策コメントの実施について【生活安全課】

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：説明】

- ・議案第6号 令和8年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・議案第18号 令和8年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算